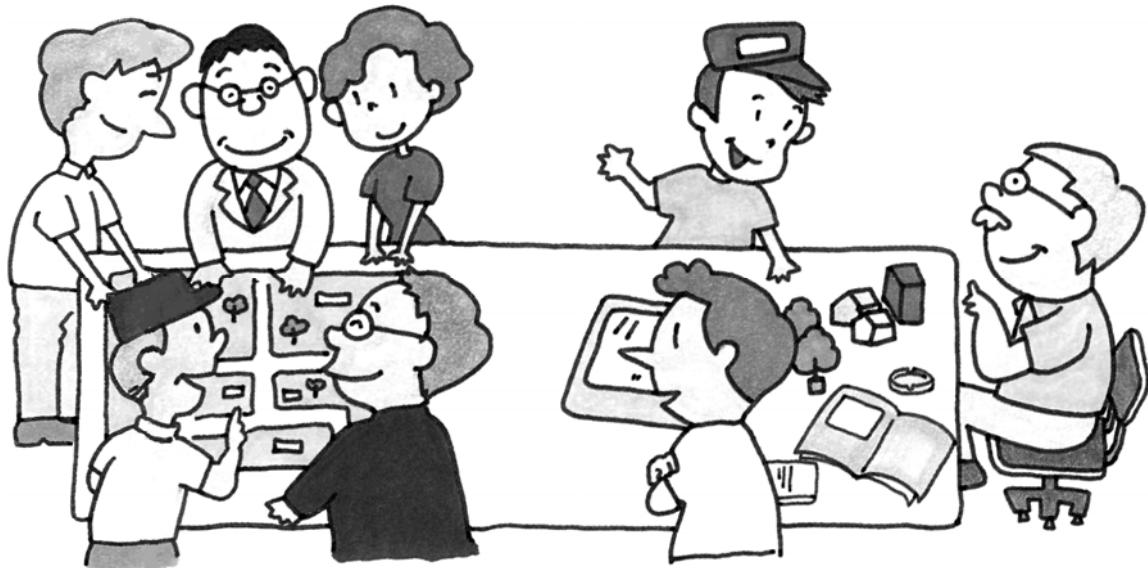


平成31年度街づくり年次報告書



令和2年5月
上尾市

はじめに

この報告書は、上尾市街づくり推進条例第24条の規定に基づき、市民、事業者及び市のそれぞれが役割と責任を持ち、互いに尊重して進める「協働型街づくり」の推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、平成31年度の街づくり協議会の活動状況や市の支援状況です。

※上尾市街づくり推進条例第24条

(年次報告書による進ちょく状況の公表)

市長は、前章の規定による支援又は助成を行ったときは、当該支援又は助成に係る年次報告書を作成し、街づくりの進ちょく状況を公表しなければならない。

《目次》

1. 街づくり協議会

1-1. 街づくり協議会の認定（第8条）……………1

2. 街づくりへの支援

2-1. 街づくり協議会への助成（第22条第2項）………5

2-2. 街づくり専門家の派遣（第23条）………5

資料1：街づくり協議会位置図

資料2：上尾市街づくり推進条例

資料3：街づくり協議会活動記録

1. 街づくり協議会

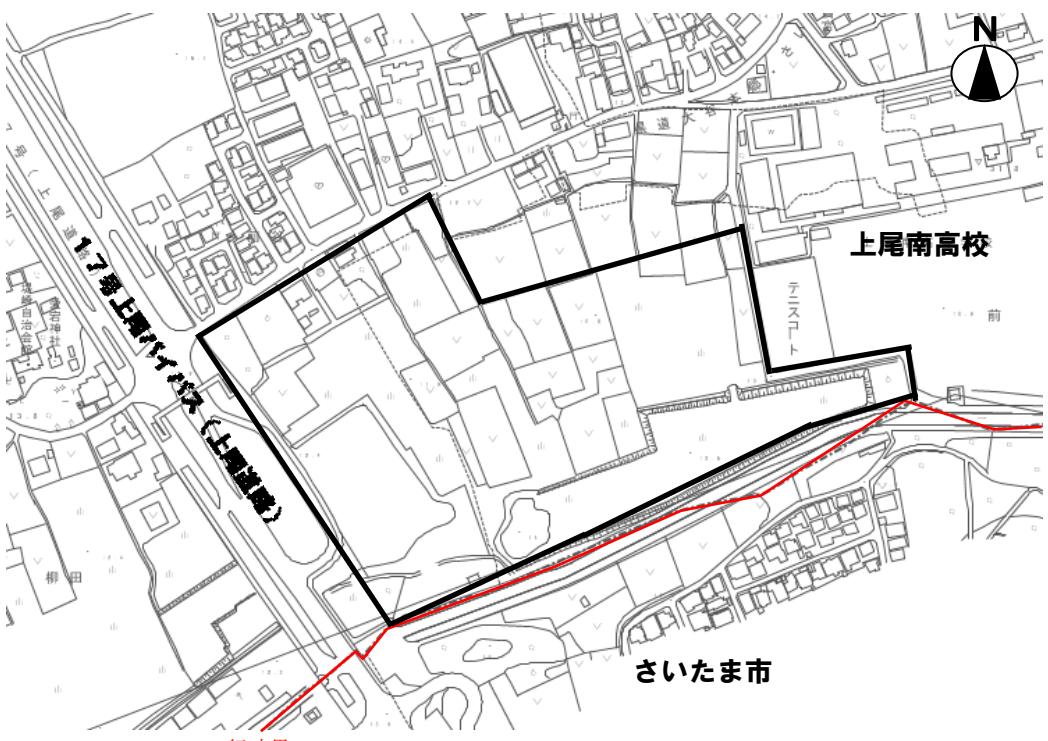
1-1. 街づくり協議会の認定（第8条）

「街づくり協議会」・・・地区の街づくりを総合的かつ計画的に推進する組織。

★地区街づくり協議会（4団体）



上尾道路沿道中新井・堤崎地区街づくり協議会

エリア	中新井・堤崎地区 約6.0ha
	
代表者	会長 吉澤 俊雄
構成員	委員 39名
設立	平成26年4月23日（準備委員会設立）
認定	平成26年7月10日
活動内容	なし
市の支援	なし
今後の予定	◆ 土地区画整理事業の進捗確認（適宜） ◆ 事業完了に伴う街づくり協議会の解散予定



弁財地区街づくり協議会

弁財地区 約23.0ha

エリア



代表者	会長 田中 崇
構成員	委員 49名
設立	平成27年8月22日
認定	平成27年8月5日
活動内容	◆ 地区計画に基づく面的整備
市の支援	情報の提供など
今後の予定	◆ 面的整備等支援



上尾富士見団地街づくり協議会

エリア	富士見団地地区 約7.8ha
	
代表者	会長 安藤 正
構成員	委員 27名
設立	平成28年9月25日
認定	平成29年1月10日
活動内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 地区計画策定に関する活動<ul style="list-style-type: none">・地区計画に定める建築物のルールの検討・地区計画の協議会案アンケートの実施◆ 団地活性化に関する活動<ul style="list-style-type: none">・地域防災についての検討・団地ホームページの運営
市の支援	街づくり協議会への助成、専門家の派遣、情報の提供など
今後の予定	<ul style="list-style-type: none">◆ 都市計画変更の手続き◆ 団地活性化に関する活動



地頭方地区街づくり協議会

エリア	地頭方地区 約57.2ha
代表者	会長 小川 和男
構成員	委員 20名
設立	平成29年10月25日
認定	平成29年10月2日
活動内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 地区計画策定に関する活動<ul style="list-style-type: none">・課題要望についての取組み方法の検討・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討・第2回街づくりアンケートの実施・地区計画の地元素（要素）のとりまとめ◆ 市街化調整区域に関する活動<ul style="list-style-type: none">・持続可能な農地利用の検討方針について
市の支援	街づくり協議会への助成、専門家の派遣（業務委託による派遣）、情報の提供など
今後の予定	<ul style="list-style-type: none">◆ 都市計画変更の手続き◆ 官民協働による街づくりについて◆ 持続可能な農地利用の検討

2. 街づくりへの支援

2-1. 街づくり協議会への助成（第22条 第2項）

○上尾富士見団地街づくり協議会 ＜内訳＞研修費、事務費	45,000円
○地頭方地区街づくり協議会 ＜内訳＞会議費、事務費	45,000円

※上尾道路沿道中新井・堤崎地区、弁財地区については補助金の交付なし

2-2. 街づくり専門家の派遣（第23条）

専門家名	派 遣 先	回 数
(株)まちづくり研究所	上尾富士見団地街づくり協議会	9回
千葉大学 (丁 志映 氏)	上尾富士見団地街づくり協議会	4回
(株)まちづくり研究所	地頭方地区街づくり協議会	10回



街づくり協議会位置図

上尾市街づくり推進条例（平成16年3月26日 条例第6号）

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 街づくり推進会議(第7条)
- 第3章 街づくり協議会(第8条—第10条)
- 第4章 街づくり計画(第11条—第16条)
- 第5章 街づくり協定(第17条—第20条)
- 第6章 支援及び助成(第21条—第23条)
- 第7章 補則(第24条・第25条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、上尾市都市計画マスターplan（上尾市の都市計画部門における効率的な計画や施策の運用を図るための基本的な方針で平成12年12月に公表したもの）の方針に沿った協働による街づくりを推進するための制度を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による街づくりの実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 街づくりは、市民、事業者及び市の各々が役割と責任を持ち、互いに尊重して進める協働によって、総合的かつ計画的に進められなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内の土地又は建物の所有者その他の利害関係を有する者をいう。
- (2) 地区住民 地区内の居住者、地区内で事業を営む者及び地区内の土地又は建物の所有者その他の利害関係を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内における整備、開発又は保全に係る事業を行う団体又は個人をいう。
- (4) 街づくり 安全で住みやすい快適な環境の整

備、開発及び保全に係る行為をいう。

- (5) 街づくり計画 街づくり協議会が、当該地区住民の総意を反映して策定する街づくりに関する計画をいう。
- (6) 街づくり専門家 街づくりに関し深い知識及び豊富な実務経験を有する者をいう。
- (7) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (8) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。

(市民の責務)

第4条 市民は、街づくりに高い関心を持ち、街のあり方や街づくりを推進するための施策に係る知識を身に付け、主体的に街づくりに取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市民同士の話合いを大切にし、お互いに役割、責任及び負担を果たすことにより、街づくりの実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、協働による街づくり活動を理解し、技術、情報、資財等を市民及び市に広く提供するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自らも街づくりに参画し、地域に根ざした活動をするよう努めなければならない。
- 3 事業者のうち、開発行為又は建築を行おうとする者は、上尾市都市計画マスターplanその他法令に基づく土地利用の規制、誘導及び調整について定められた計画（以下「都市計画マスターplan等」という。）並びに街づくり計画を指針として、街づくり協議会及び市と協力し、街づくり活動を行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、街づくりの総合的な責任者として、協働による街づくりの推進体制を整えるものとする。

- 2 市は、計画の実現段階における事業手法を研究し、効果的に街づくりを進めるよう努めるものとする。
- 3 市は、市民又は事業者による主体的な街づくりに対しては、要望の調整、開発行為及び建築の指導並びに情報及び活動の場の提供等について支援するものとする。

第2章 街づくり推進会議

(設置)

第7条 市民による主体的な街づくりの推進を図るため、上尾市街づくり推進会議(以下「街づくり推進会議」という。)を置く。

- 2 街づくり推進会議は、この条例の規定により市長が街づくり推進会議の意見を聞くこととされる事項について調査審議する。
- 3 街づくり推進会議は、街づくりに関する事項について、市長に提案をすることができる。
- 4 街づくり推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 市民(市内に住所を有するものに限る。)で一般公募により選考したもの
 - (4) 市職員
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、街づくり推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 街づくり協議会

(街づくり協議会の認定)

第8条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる地区住民によって設立された団体

を街づくり協議会として認定することができる。

- (1) 地区住民の複数の参加により設立されていること。
 - (2) 街づくり協議会の設立に係る土地の区域が一体として整備し、開発し、又は保全する必要があると認められること。
 - (3) 街づくり協議会の設立に係る土地の区域が規則で定める面積以上であること。
 - (4) その活動について地区住民の大多数の支持を得られていること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(街づくり協議会の変更等の届出)

第9条 街づくり協議会は、前条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき又は解散したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(街づくり協議会の認定の取消し)

第10条 市長は、街づくり協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 活動に関して著しく不当な行為をしたとき。
- 2 第8条第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しをしようとするときについて準用する。

第4章 街づくり計画

(街づくり計画の原案の提出)

第11条 街づくり協議会は、規則で定めるところにより、街づくり計画の原案を市長に提出することがで

きる。

- 2 前項の街づくり計画の原案に係る土地の区域は、規則で定める面積以上でなければならない。
- 3 街づくり計画の原案は、当該地区住民の大多数の支持が得られたものでなければならない。

(街づくり計画の承認)

第12条 市長は、前条第1項の規定により街づくり協議会から提出された街づくり計画の原案が、都市計画マスターplan等に整合しているかを審査し、整合していると認めるときは、街づくり計画の案とするものとする。

- 2 市長は、前項の街づくり計画の案を街づくり計画として承認しようとするときは、その旨を告示し、当該街づくり計画の案を告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による告示があったときは、市民は、前項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された街づくり計画の案について、市長に意見書を提出することができる。
- 4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による縦覧が終了した時において、第1項の街づくり計画の案を街づくり計画として承認しようとするときについて準用する。
- 5 市長は、街づくり計画を承認したときは、その旨を告示しなければならない。

(街づくり計画の変更の届出)

第13条 街づくり協議会は、街づくり計画を変更する必要が生じたときは、規則で定めるところにより、その変更すべき内容を市長に届け出なければならない。

(街づくり計画の承認の取消し)

第14条 市長は、次に掲げる場合は、街づくり計画の承認を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定により当該街づくり計画の

原案を提出した街づくり協議会の認定を取り消した場合において、当該街づくり計画を維持する必要がないと認めるとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、街づくり計画を維持する必要がないと認めるとき。
- 2 第8条第3項の規定は前項の規定による承認の取消しをしようとするときについて、第12条第5項の規定は前項の規定による承認の取消しをしたときについて準用する。

(街づくり計画の尊重)

第15条 市長は、街づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、街づくり計画を尊重しなければならない。

(街づくりの推進を図るための法制度の活用)

第16条 街づくり協議会及び市長は、街づくりの推進を図るため、地区計画(都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画をいう。)、建築協定(建築基準法第69条に規定する建築協定をいう。)その他街づくりに関する法制度の活用に努めなければならない。

第5章 街づくり協定

(街づくり協定の締結)

第17条 街づくり協議会は、市と次に掲げる事項を内容とする街づくり協定を締結することができる。

- (1) 街づくり協議会の名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (2) 街づくり協定の締結の対象となる地区の位置及び区域
 - (3) 街づくり協定の締結の対象となる地区の街づくりの目標及び方針その他街づくりを推進するために必要な事項
- 2 街づくり協議会は、市と街づくり協定を締結しようとするときは、街づくり計画に係る区域内の土地の所有者及び借地権者の総数の3分の2以上の同意

を得、かつ、同意した者の所有地及び借地の地積の合計が土地の総地積及び借地の総地積の合計の3分の2以上であることを証する書面を市長に提出しなければならない。

3 第8条第3項の規定は第1項の規定による街づくり協定の締結をしようとするときについて、第12条第5項の規定は第1項の規定による街づくり協定の締結をしたときについて準用する。

(街づくり協定の締結の取消し)

第18条 市長は、次に掲げる場合は、街づくり協定の締結を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項の規定により当該街づくり計画の原案を提出した街づくり協議会の認定を取り消した場合において、当該街づくり協定を維持する必要がないと認めるとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、街づくり協定を維持する必要がないと認めるとき。

2 第8条第3項の規定は前項の規定による街づくり協定の締結の取消しをしようとするときについて、第12条第5項の規定は前項の規定による街づくり協定の締結の取消しをしたときについて準用する。

(街づくり協定の内容に適合した開発行為及び建築)

第19条 街づくり協定に係る区域内で開発行為又は建築を行おうとする者は、これらの行為を街づくり協定の内容に適合して行うよう努めなければならない。

(街づくり協定区域内における開発行為及び建築物等の新築等の届出及び協議)

第20条 街づくり協定に係る区域内において次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 土地の区画形質又は用途の変更
(2) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更

(3) その他街づくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が街づくり協定に整合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な協議を行わなければならない。

3 市長は、前項の協議を行う場合において、必要があるときは、街づくり推進会議の意見を聴くことができる。

第6章 支援及び助成

(街づくり協議会を設立しようとする者に対する支援等)

第21条 市長は、街づくり協議会を設立するために必要な行為を行うと認める者に対し、街づくりに関する技術的な支援及び情報の提供を行う。

2 市は、必要があると認めるときは、街づくり協議会を設立しようとする者に対し、それに要する経費の一部をおおむね2年を限度として助成するものとする。

(街づくり協議会に対する支援等)

第22条 市長は、街づくり協議会に対して、街づくりに関する技術的な支援及び情報の提供を行う。

2 市は、必要があると認めるときは、街づくり協議会に対し、その運営に要する経費の一部をおおむね5年を限度として助成するものとする。

(街づくり専門家の派遣)

第23条 市長は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、街づくり専門家を派遣することができる。

(1) 地区住民が街づくり協議会を設立するためには必要な行為を行っているとき。
(2) 街づくり協議会が街づくり計画の原案を策定しようとするとき。
(3) 街づくり協議会が街づくり計画に基づき街づ

くり事業を行おうとするとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認め
るとき。

第7章 梯則

(年次報告書による進ちょく状況の公表)

第24条 市長は、前章の規定による支援又は助成を行
ったときは、当該支援又は助成に係る年次報告書を
作成し、街づくりの進ちょく状況を公表しなければ
ならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で
定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の
一部を次のように改正する。

[次のように] 略

平成31年度上尾富士見団地街づくり協議会活動記録

年 月 日	会議名	内 容
平成31年4月14日	第4回総会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案 平成30年度事業報告 ・第2号議案 平成30年度決算報告 ・第3号議案 平成31年度事業計画（案） ・第4号議案 平成31年度予算（案）
令和元年5月18日	幹事会	地区計画案作成に係るスケジュール
令和元年6月22日	第16回会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) 講演 コミュニティ論第3回 千葉大工学部 丁先生 (2) 各部会による検討・協議
令和元年7月27日	第17回会議	各部会による検討・協議
令和元年8月24日	第18回会議	各部会による検討・協議
令和元年9月29日	住民説明会	地区計画の協議会案住民説明会
令和元年10月26日	第19回会議	各部会による検討・協議
令和元年11月30日	住まい・街並みづくり専門部会	アンケートの内容、スケジュールの確認
令和2年1月25日	第20回会議	各部会による検討・協議
令和2年2月22日	第21回会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート結果報告 (2) 富士見団地に関する修士論文発表 (3) 各部会による検討・協議

平成31年度地頭方地区街づくり協議会活動記録

年 月 日	会議名	内 容
令和元年5月8日	第3回定期総会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 事業報告について ・平成30年度 収支決算について ・平成31年度 事業計画（案）について ・平成31年度 収支予算（案）について
	第16回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・まちづくりの課題に対する取組みの方針の検討について（ゴミ集積所、子育て、防犯について）
令和元年5月29日	第17回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討（壁面の位置の制限について）
令和元年6月26日	第18回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討（壁面の位置の制限について）
令和元年7月24日	第19回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災について（平方分署職員より説明） ・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討（壁面の位置の制限について、敷地面積の最低限度について）
令和元年8月28日	第20回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討（壁面の位置の制限について、敷地面積の最低限度について、建築物等の用途の制限について）
令和元年9月25日	第21回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討（用途地域の制限と地区区分について、建築物等の高さの最高限度について、垣・さくの構造の制限について、建築物等の形態・意匠の制限について）
令和元年10月23日	第22回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画で定める地区整備計画等の内容検討（用途地域の制限と地区区分について）
令和元年11月27日	第23回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画で定める地区整備計画等についてのまとめ ・人・農地プランについて ・第2回 街づくりアンケート及び人・農地プランに関するアンケートについて
令和元年12月25日	第24回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の内容及び街づくりアンケート調査票について ・街づくりアンケート調査票の配布及び回収について
令和2年2月26日	第25回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果分析 ・地区計画の地元案（素案）のとりまとめについて